

第3節 演習・訓練に伴う諸問題（復帰後）

1 米軍戦車による老女圧殺事件

昭和48年4月12日、金武町岬原のブルー・ビーチ演習場で、73歳の婦人が演習中の米軍M48A型戦車に圧殺されるといういたましい事故が発生した。

当時のブルー・ビーチ演習場は、民間地域との境界が不明確でフェンス等もなく、立ち入りを禁止する旨の立て札はあるが、どこからでも立入は可能で、米側もそれを黙認していた。

被害者は、仲間数人といつものように演習場内で葉きょうを拾っていた。事故直前、戦車の前方にいた米兵が彼女に気づき戦車をとめるよう合図したが、間に合わず事故が発生した。

当時、地元では、被害者のように葉きょう拾いで収入を得ている人が数人おり、演習に参加している米兵に飲み物を売ったりして生計を立てている人達もいた。

なお、被害者の遺族から補償請求書が那覇防衛施設局へ提出され、昭和48年10月4日に見舞金と慰謝料が支払われている。

2 伊江島における住民狙撃事件

昭和49年7月10日、伊江島補助飛行場内の射撃場で、米兵が草刈中の一青年を狙撃する事件が発生した。当時の伊江島は畜産の盛んなところで、村面積の約32パーセントが提供施設となっており、飼育用の牧草を演習場内に求めざるを得ない実状にあり、米側もこれを黙認し、過去20余年にわたり続けられていた。

被害者らは、演習終了を意味する赤旗の降納を確認してから車で射撃場へ入っていった。加害者の米兵はピックアップで被害者を追い回し、フレイアピストル（信号用ピストル）で狙撃し、被害者の左手首を負傷させた。

同事件は、「公務外」を強く主張する日本側と「公務中」を主張する米側と対立したまま、日米合同委員会で審議され、その後、下部機関の刑事裁判管轄分科委員会に付託された。その後、日本政府は日米友好を理由に、裁判権を放棄した。なお、被害者補償については、なされていない。

また、伊江村では、復帰以前にもこの種の狙撃事件や不発弾による死亡事故が発生している。昭和34年9月6日には、真謝区の民家付近で不発弾が爆発し、村民2名が死亡。昭和36年2月1日には、射撃場内で演習中の米軍機の直撃弾を受け村民1名が死亡する事故が発生した。

3 戦車道構築問題

北部山岳地帯を開削して構築されたキャンプ・シュワブとキャンプ・ハンセンを連結する戦車道工事によって、水資源涵養林や林業試験林の倒壊、赤土流入による水源地及び周辺河川の汚染、周辺ダム の埋没、養鰻場の汚染等の自然環境破壊が、昭和52年3月頃から昭和53年まで断続的に発生し、異例の基地被害として大きな社会問題となった。

同戦車道工事は基地内でなされたものであるが、地位協定第3条第3項では、「合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行わなければならない。」と規定されており、戦車道構築に当たってこの協定遵守義務が問われて大きな問題となった。

4 B-52戦略爆撃機の飛来

B-52戦略爆撃機は、核搭載が可能であるといわれ、昭和40年7月28日、台風避難を理由にグアム島から初めて嘉手納飛行場に飛来し、沖縄から直接ベトナム戦争に参加したと言われる。

B-52戦略爆撃機は、昭和43年11月19日に同飛行場で離陸に失敗し、墜落炎上して周辺住民に大きな被害を与えたため、県民の不安が高まり、同機の常駐反対と即時撤去の運動が県民的盛り上がりとなった。米軍は同機の撤去を発表し、昭和45年10月16日に全機が退去した。

しかしながら、復帰後、昭和47年5月20日台風避難のため3機がグアム島から嘉手納飛行場に飛来して以来、度々飛来するようになり、平成2年12月までに34回、延べ440機が飛来した。

昭和63年10月にB-52戦略爆撃機が核搭載任務を解除されて以降、平成2年1月22日に米軍は、「遅くとも6月にはグアム島を撤退」と公式に表明し、平成2年5月30日の参議院沖縄特別委員会でも、外務省は「グアム島に配備されていたB-52戦略爆撃機は、平成2年3月27日でもって撤退している」と明らかにした。

5 ハリアーパッドの建設問題

昭和52年、ハリアー機が山口県岩国基地から嘉手納飛行場へ移駐して以来、同機による訓練がキャンプ・シュワブ、キャンプ・ハンセン等を利用して実施された。

昭和56年末には、東村高江の県道70号線に面した場所にハリアーパッドを建設しようとしたが、地元の

反対にあい、場所をベースキャンプの南西側に変更して建設し、訓練を実施した。その後作戦上の理由でハリアーの分遣隊は沖縄から撤退した。

昭和62年1月には、山口県岩国基地に配備が予定されていたハリアー機の訓練場として北部訓練場内の安波ダム南約270メートルの場所にハリアーパッド建設を計画、着工しようとしたが、地元の強い反対で工事が中断。同年12月、米海軍は国頭村安波でハリアーパッドの建設用地の測量に入ったが、区民の反対にあい中止、結局北部訓練場での建設を断念した。

平成元年5月、北部訓練場内の建設で反対にあい、場所選定が困難な状態にあったハリアーパッドの建設について、伊江村が条件付きで受け入れを容認。これを受けて、米軍は平成元年8月から同建設工事を着工、同年10月末に完成し、現在に至っている。

6 都市型戦闘訓練施設問題

平成2年3月、キャンプ・ハンセン内で、地元の強い反対にもかかわらず都市型戦闘訓練施設が完成した。県や地元恩納村は、同施設が民間地域に近いこと、住民地域やリゾートホテルから一望できる場所にあること、射撃方向を誤れば住民地域に被弾する可能性があること、水源地の維持管理に支障をきたすことから、同施設における実弾射撃訓練を実施しないよう要請した。平成3年3月には外務大臣、防衛施設庁長官及び駐日米国大使に、さらに同年7月には知事が訪米して、米国の関係機関に対し、同訓練施設の撤去を訴えた。その結果、平成4年5月15日、沖縄返還20周年記念式典に出席するため来日中のクエール副大統領の声明において、都市型戦闘訓練施設の撤去が決定されたことが明らかにされ、同年7月までに撤去作業が完了した。

一方、在沖海兵隊が平成元年5月から宜野座村福山区付近で建設を進めていた都市型戦闘訓練施設（コンバットタウン）が平成2年3月末に完成し、空砲による訓練が行われている。

また、平成13年12月、米軍の2002年度予算において、米陸軍が本島北部の米軍基地内に、都市型戦闘訓練施設建設に関する経費を計上していることが報道された。さらに、平成14年9月、建設場所、施設の規模など建設計画に関する詳細な内容がマスコミで報道されたこともあり、平成14年9月27日に恩納村議会が、同年10月15日には沖縄県議会がそれぞれ建設反対を決議した。

7 陸軍複合射撃訓練場建設問題

平成15年11月19日、日本政府は、キャンプ・ハンセン内レンジ4に陸軍複合射撃訓練場が米側の予算で建設されることを公表した。同年11月26日、県及び地元金武町は建設反対を表明したほか、県は、平成16年6月2日、小泉総理大臣や在日米軍司令官等に対し建設中止を要請し、また、平成17年3月12日から20日、稲嶺知事が訪米した際、ライス国務長官、ラムズフェルド国防長官等に対しても建設中止を要請するなど、あらゆる機会を通じて日米両政府に対し建設中止を申し入れた。

平成17年4月28日、日本政府は、キャンプ・ハンセン内レンジ16の奥に、レンジ4の陸軍複合射撃訓練場の代替施設を建設し、訓練を移転させる検討作業を行うこと及び移設が完了するまでの間、レンジ4で訓練を行う必要があることを公表した。同年6月頃完成したレンジ4の陸軍複合射撃訓練場において、同年7月12日に実弾を使用した射撃訓練が行われ、11月2日には突破訓練、11月5日には降下訓練が確認された。

平成17年7月19日、陸軍複合射撃訓練場での訓練実施に厳重に抗議するとともに暫定使用を中止させることを目的に、金武町、金武町議会、伊芸区、県議会の四者主催による「陸軍複合射撃訓練強行実施緊急抗議県民大会」が開催され、県からも稲嶺知事、牧野副知事が参加した。

県は、平成17年7月25日、小泉総理大臣をはじめ関係大臣に対し、同訓練場の一時使用の中止と代替施設の早期完成を要請したが、同訓練場における訓練は現在も続いている。また、代替施設の建設については、平成19年2月15日、レンジ16に近接する既存レンジへ移設する建設工事の実施が日米合同委員会で合意されたが、完成予定時期は、当初予定の平成20年3月から1年半遅れ、平成21年10月頃となっている。



キャンプ・ハンセン内レンジ4に建設された陸軍複合射撃訓練場

8 山林火災

米軍基地内での山林火災は、平成19年12月末現在、復帰後480件発生しており、その焼失面積は、約3,408ヘクタールとなっている。平成17年4月4日には、キャンプ・ハンセンにおいて、2昼夜にわたり延焼する山林火災が発生し、約82ヘクタールの原野を焼失して、4月6日に鎮火した。

主な山林火災の状況は、以下のとおり。

発生年月日	関連施設名	焼失面積	出火原因
① 昭和47年10月5日	キャンプ・ハンセン	約145ヘクタール	不明
② 昭和55年10月29日	キャンプ・ハンセン	約121ヘクタール	実弾射撃訓練
③ 昭和58年12月6日	キャンプ・ハンセン	約130ヘクタール	実弾射撃訓練
④ 昭和61年1月24日	キャンプ・ハンセン	約100ヘクタール	実弾射撃訓練
⑤ 昭和63年10月29日	キャンプ・ハンセン	約200ヘクタール	不明
⑥ 平成8年7月11日	キャンプ・ハンセン	約100ヘクタール	実弾射撃訓練
⑦ 平成9年9月18日	キャンプ・ハンセン	約298ヘクタール	実弾射撃訓練
⑧ 平成12年3月30日	キャンプ・ハンセン	約105ヘクタール	実弾射撃訓練



平成17年4月4日発生のキャンプ・ハンセンの火災状況と消火活動状況
(写真提供：琉球新報社)

9 県道104号線越え実弾砲撃演習

砲座と着弾地の間を通っている県道104号線を封鎖して行われた、いわゆる「104号線越え実弾砲撃演習」は、平成9年3月4日～7日の演習を最後に、事実上廃止された。

県道104号線は、恩納村安富祖から金武町金武までを結ぶ道路であり、全長約8.1キロメートルで、そのうち約3.7キロメートルがキャンプ・ハンセン内に位置する。

同演習については、これまで地元の金武町をはじめ、多くの県民からその危険性が指摘され、県としても知事訪米等、機会あるごとに演習中止の要請を行ってきた。

実施される実弾射撃演習のうち、155ミリ榴弾砲を使用する砲撃演習は、通常、金武町中川部落近くのガンポジション（G P 301、302、303）に砲座を設定し、約4キロメートル離れた金武岳、ブート岳等恩納連山を着弾地として行われた。

同演習で使用される155ミリ榴弾砲の最大射程距離は30キロメートルで、キャンプ・ハンセンの訓練区域の規模（東西約13キロメートル、南北約4.2キロメートル）をはるかに上回っており、非常に危険であった。訓練の際に着弾地で生じる爆発音や地響きは凄まじいものがあり、着弾地付近の住宅や学校等の民間地域では訓練の度に静かな生活が脅かされた。また、これまで砲弾破片落下事故等が度々発生するなど、付近住民は常に事故発生の危険にさらされていた。さらに、度重なる実弾演習により、着弾地は広範囲にわたって緑が失われ、沿岸海域の赤土汚染の原因ともなっていた。

こうした状況のもと、平成8年12月の「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」の最終報告で、平成9年度中に同訓練を本土へ移転することが合意され、平成9年6月には、本土での訓練計画が日米合同委員会で合意されたため、沖縄での演習は事実上廃止された。

沖縄に駐留する第3海兵師団第12海兵連隊による実弾砲撃演習は、現在、矢白別演習場（北海道）、王城寺原演習場（宮城県）、東富士演習場（静岡県）、北富士演習場（山梨県）、日出生台演習場（大分県）の5カ所の演習場で年間最大4回実施されている。

10 航空機事故

復帰後の航空機事故は、平成19年12月末現在、墜落42件、部品等落下 37件、不時着328件、着陸失敗15件、移動中損壊 3件、接触 3件、火炎噴射 1件、低空飛行 1件、爆弾投下失敗 1件、その他28件の計459件発生している。

爆弾投下失敗は、平成 8年12月10日、那覇空港の西方約7マイル（約 11.2キロメートル）の地点で、岩国基地第121海兵戦闘攻撃中隊所属のF/A-18Dホーネット機が、ビーチクレスト'97の通常訓練の最中に、重さ1,000ポンド（約450キログラム）の爆弾を誤って提供水域外の海上に投下したものである。

部品等落下は、平成16年6月に北谷町美浜の民家の庭に海兵隊のF/A-18C戦闘攻撃機から金属製の部品を落下させた事故、平成18年3月及び8月にF-15戦闘機から訓練用照明弾（フレア）を落下させた事故等がある。

墜落事故は、平成10年7月にキャンプ・ハンセンにおいてUH-1Nヘリコプターが墜落し乗員4名が負傷した事故、平成11年4月に北部訓練場の沖合にCH-53Eヘリコプターが墜落し乗員4名が死亡した事故、平成11年6月に嘉手納飛行場においてAV-8ハリアー機が離陸しようとした際にエンジン部分から火を噴き出し墜落する事故、平成14年8月に沖縄本島南方海上60マイル（約100キロメートル）の地点にF-15戦闘機が墜落した事故、平成16年8月13日に米海兵隊所属のCH-53Dヘリコプターが普天間飛行場に隣接する沖縄国際大学の構内へ墜落した事故、平成18年1月17日に嘉手納基地所属のF-15C戦闘機が嘉手納飛行場から北東へ約55マイルのホテル・ホテル訓練区域で墜落した事故がある。

なお、平成14年以降に航空機関連事故が増している主な理由は、提供区域内において発生した緊急着陸（米軍は、計器不良等による予防着陸と説明）の増加によるものである。



平成17年5月久米島町の農道に不時着した米空軍のヘリコプター（写真提供：琉球新報社）



▲1998年（平成10年）7月にキャンプ・ハンセン内で発生した米海兵隊所属のUH-1Nヘリの墜落事故（写真提供：琉球新報社）

◀1999年（平成11年）6月に嘉手納飛行場で発生したAV-8ハリアー戦闘機の墜落事故（写真提供：琉球新報社）

11 沖縄国際大学への米海兵隊CH-53Dヘリコプターの墜落事故

平成16年8月13日午後2時15分頃、米海兵隊所属のCH-53Dヘリが、宜野湾市の沖縄国際大学の構内に墜落する事故が発生した。

同事故は、米海兵隊第31海兵遠征隊所属のCH-53Dヘリ（乗員3名）が、市道に隣接した沖縄国際大学の本館建物に接触し、墜落、炎上した結果、当該建物の一部や周辺の樹木等が炎上又は破損したほか、近隣の住宅等にも部品が屋内を貫通し落下する等、多大な被害を与えた。

事故による人身被害は、負傷した乗員3名のうち1名は重体とされており、民間人への被害はなかったものの、一步間違えば甚大な被害を招きかねない深刻な事態であった。

県は、事故当日の8月13日、南米に出張中の稲嶺知事に代わり牧野副知事が、米軍をはじめ日米両政府に対し、事故原因の徹底究明、普天間基地所属の全機種での改めての点検の実施等を要請した。

また、南米での出張日程を中止し急遽帰国した稲嶺知事が、同月19日に、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣及び駐日米国大使に対し、同25日には、小泉総理大臣、川口外務大臣、石破防衛庁長官、ワスコー在日米軍司令官に対して、13日に要請した内容に加え、以下を要請した。



▲ヘリ残骸と校舎（8月15日）（写真提供：沖縄国際大学）

- 県警の捜査、民間地での規制、住民への対応等が円滑に実施できるような日米間の協力体制及び日米地位協定の抜本的見直し
- 事故現場及び周辺における県と合同による環境調査及び米側による汚染対策の実施
- 事故により被害を被った沖縄国際大学、周辺住民等に対する完全かつ早急な補償の実施
- 海兵隊を含む兵力の削減、訓練の分散・移転等の負担軽減の具体化



▲事故で幹だけになった木と黒く跡が残る校舎の壁（8月21日）
（写真提供：沖縄国際大学）



▲クレーンで運ばれる機体（8月16日）
（写真提供：沖縄国際大学）

平成17年2月17日、日米合同委員会事故分科委員会の取りまとめた米軍ヘリ墜落事故に関する報告書が日米合同委員会で承認された。

＜報告書の概要＞

- (1) 事故原因は、操縦操作を後部ローターに伝える機構の一部に、ボルトを固定するためのコッター・ピン（くさび）が正しく装着されていなかったため。
- (2) 事故分科委員会は、米軍の調査結果を妥当なものとして判断。
- (3) 事故分科委員会は、整備マニュアルの改定の指示等、米海兵隊により既にとられた措置に加え、再発防止策として、「マニュアル上の整備・検査手順に従うことを徹底」、「シフト交替が完全・正確に行われることを確実にするため、所要の措置を講ずること」及び「これらの取組み状況を、適時適切に合同委員会へ報告すること」並びに「場周経路を再検討し、更なる可能な安全対策についての検討を行う。その結果は、適時適切に合同委員会へ報告される。」等を勧告。

事故分科委員会からの勧告を受け、日米両政府は、平成17年4月15日に「事故分科委員会報告書勧告に関する現地調整会議」の第1回会合を開催した。その後、計5回の会合を経て、平成19年8月10日に「普天間飛行場に係る場周経路の再検討及び更なる可能な安全対策についての検討に関する報告書」が日米合同委員会で承認され、防衛施設庁（当時）から発表された。

＜報告書の概要＞

(1) 場周経路の再検討について

現状を技術的に分析・検証したところ、現在の設定高度・飛行範囲から、ヘリは緊急の際にも「オ

ート・ローテーション」*1によって、飛行場内に帰還を図ることが可能なことを確認。

(2) 更なる可能な安全対策について

周辺の地域特性や飛行の実施状況等に関する検証・分析を踏まえ、次の4項目について提示。

ア 飛行経路に係る安全の向上

- (ア) 市街地上空の通過が短い北東向き出発経路の優先使用
- (イ) 南東側の出発・進入における市街地直上の飛行の局限
- (ウ) 北側場周経路近傍物件への航空障害灯の設置

イ 新規システムの導入・活用

- (ア) 管制情報処理システムの導入による管制空域内の飛行安全の強化
- (イ) フライト・シミュレーターによる飛行要員の技量の維持・向上

ウ 航空保安施設等の改善

- (ア) 飛行場灯火システムの機能向上
- (イ) クリヤー・ゾーンの拡充

エ 要員への安全指導の強化・徹底

12 パラシュート降下訓練に伴う事故

読谷補助飛行場でも実施されていたパラシュート降下訓練では、民間地域への降下事故が度重なって発生したことから、地域住民の反発を招き、住民と米兵との間で対立が続いた経緯がある。

読谷補助飛行場にはフェンスがなく、住民が自由に出入りできるため、米軍が降下訓練を実施する場合は、前日までに那覇防衛施設局を通じて県や読谷村に通知があり、実施当日は、県警が同飛行場の周辺を警備して立ち入りを制限していた。

これまでに、読谷補助飛行場では33件の事故が発生したが、特に昭和25年の燃料タンク落下による少女圧死、昭和40年のトレーラー落下による少女圧死等悲惨な事故が発生した。その後も、提供施設外の農耕地や民家等に降下する事故が起きるなど、地域の住民生活に不安を与えていたことから、県及び地元の読谷村では、読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練の廃止と同施設の返還を繰り返し要請してきた。

その結果、平成8年12月2日の「沖縄に関する特別行動委員会(SACO)」の最終報告では、パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場へ移転されることが合意された。

しかし、その後も米軍は、県が把握しているだけでも、嘉手納飛行場において平成10年5月、平成11年4月、平成19年1月及び10月に、キャンプ・シュワブにおいて平成10年8月、平成11年12月及び平成19年2月に、津堅島訓練場水域において平成9年12月、平成12年1月、平成18年4月及び平成19年1月にパラシュート降下訓練を実施したため、県や地元自治体等が、降下訓練を中止することや、SACO最終報告に沿って伊江島補助飛行場で実施すること等について、要請・抗議決議を行っている。

パラシュート降下訓練に伴う事故は、復帰後41件発生しており、うち3件は伊江島補助飛行場での物資投下訓練に伴うものであり、平成12年1月の重量物1個(270キログラム)の提供施設内黙認耕作地への落下、平成14年10月の段ボールで梱包した水入りプラスチック製容器3個(75.3キログラム)の提供施設区域外への落下、平成16年12月の物資の投下の際パラシュートが開かないままの提供施設内降下目標付近への落下となっている。

県は、事故が発生する度に、日米両政府に対し、事故原因の究明及び訓練の安全管理に万全を期すこと等を要請している。



平成19年1月に嘉手納飛行場で行われたパラシュート降下訓練
(写真提供：琉球新報社)

*1：オート・ローテーションとは、空中で動力を喪失しても、回転翼の揚力で安全に着陸できるという特性。

13 被弾事故

米軍基地から派生する被弾事故は、復帰後26件発生しており、施設別にはキャンプ・ハンセンが10件と最も多く、次いでキャンプ・シュワブが8件、伊江島補助飛行場が4件と続いている。

キャンプ・シュワブに関連する被弾事故は、射程距離の長い重機関銃によるものが多く、昭和53年12月発生の名護市許田区の民家、畑、道路等への被弾事故を始め、昭和59年5月の名護市許田におけるトラックへの被弾事故、昭和62年10月の恩納村の国道58号を走行中のタクシーへの被弾事故、平成14年7月の名護市数久田区のパイン畑への被弾事故があり、射程距離より小さい演習場について、訓練の在り方も含め疑問が持たれている。県は、平成14年7月の被弾事故を受け、キャンプ・シュワブ内のレンジ10におけるM2重機関銃の実弾射撃演習の廃止を要請したが、米軍は、射角制御装置の設置により安全対策が施されたとして、原因究明がなされないまま、平成15年2月21日に同訓練を再開した。

豆 知 識

米軍（陸軍、海軍、空軍、海兵隊）は、いつ頃できたのですか？

陸軍、海軍、海兵隊は、いずれもアメリカ独立戦争（1775年4月～1783年9月）中の1775年に設立されており、それぞれの設立月日は、陸軍が6月14日、海軍が10月13日、海兵隊が11月10日となっています。

空軍は、他の三軍と比べて歴史が浅く、1947年7月26日、国家安全保障法が成立し空軍省が、同年9月18日に米空軍が創立されています。